

消費税課税事業者届出書等の提出はお済みですか？

1. 新たに課税事業者となる個人事業者の方へ

★前々年の売上げが1,000万円超なら課税事業者となります。新たに課税事業者となる方で、「課税事業者届出書」の未提出の方は、速やかに提出してください。

○平成15年分の課税売上高が1,000万円超 ⇒ 平成17年分の課税事業者

○平成16年分の課税売上高が1,000万円超 ⇒ 平成18年分の課税事業者
となります。

★新規事業者の方で、平成17年分及び18年分から簡易課税制度を選択される方は、平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

★一般課税により申告される方は、課税仕入れ等の真実を記載した帳簿と請求書等の両方を保存する必要があります。帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入れ税額控除の適用を受けることができませんので、十分ご注意ください。

★納税には、安全・便利な振替納税をご利用ください。

口座振替依頼書をご提出ください。（所得税とは別に提出が必要です。）

申し込みは税務署又は金融機関まで！

詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。ご不明点がある方は、お気軽に税務署までご相談ください。

2. 法人の方で、新規課税事業者になる方も、届出と申告をお忘れなく。

津山税務署	津山市田町67番地	0868-22-3147（代表電話）
		0868-22-3104（個人課税部門）
		0868-22-3109（法人課税部門）

（ 鏡 野 町 成 人 式 ）

新鏡野町誕生後、初となる『鏡野町成人式』が開催されます。

旧鏡野町、旧奥津町、旧上齋原村、旧富村全地域の今年成人を迎える方が対象となります。



と き：平成18年1月8日（日）

午前9時30分 受付

午前9時45分 ミニコンサート

午前10時 記念式

ところ：鏡野中学校講堂

対象者：昭和60年4月2日から昭和61年4月1日生まれ、
かつ鏡野町に居住する人。

※ただし、町外転出者でも希望があれば参加可。

内 容：ミニコンサート・記念式典等

お問い合わせ：中央公民館 山本 ☎0868-54-0573

かがみのっ子表彰事業

鏡野町では、地域ぐるみで児童を見守り育て、一人ひとりの優れた個性を見出して表彰することにより、児童の健全な心身の成長を促し、未来を担う人づくりに資することを目的として「かがみのっ子表彰事業」を実施しています。地域や家庭、学校での子ども達の活動や行動を様々な視点から見守っていただき、その子の優れた個性を積極的にご推薦ください。地域のどなたでも推薦することができます。なお、表彰の対象となるのは町内の小学校6年生の児童全員です。

推薦の方法等、詳細については、中央公民館、各地区公民館にお問い合わせください。